

【九州市長会提出議案】

第1号議案 「地域医療保健の充実強化について」

ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザ予防接種の定期予防接種化及び定期予防接種の国庫負担制度の創設について（中津市）

予防接種はこれまで、多くの疾病的流行防止に大きな成果をあげ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、我が国の感染症対策において極めて大きな役割を果たしてきた。

各市町村においては、予防接種法に基づく定期予防接種で、住民に対して積極的に接種勧奨し感染のおそれのある疾病的発生及びまん延の予防をしているところである。

こうした中、子どもがかかる感染症のさらなる予防が重要であると考え、定期予防接種以外の予防接種についても費用助成制度を設けて、感染症予防の推進を図っている市町村もあるが、独自制度であるため市町村間格差が生じている。また、この助成に伴う費用は膨大で、市町村の一般財源からの支出によるため負担が大きなものとなっている。

少子化が進展する中、将来にわたって我が国の活力を維持していくには、安心して子どもを育てられる環境の構築が必要である。そのためにも、「感染症の発生・まん延予防及び重症化予防」という予防接種の意義に基づき、安心して子どもを育てられる環境整備に国を挙げて取り組むべきと考える。

とくに小中学生までの子どもに対するロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を早急に定期予防接種に位置づけるとともに、全ての定期予防接種を全額国庫負担とすることを強く要望する。

第2号議案 「学校教育の充実について」

中学校保健体育の授業における『武道』の指導について（津久見市）

中学校の学習指導要領の保健体育の授業として位置付けられている「武道」は、武技・武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。

また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動である。

「武道」を指導するにあたっては、専門的な知識・技能を必要とするが、体育教員の武道経験者が少ないことから、平成30年度までは、国の武道等の指導充実・資質向上支援事業により、市町村では地域の指導者を活用した、柔道、剣道、相撲等の「武道」の授業を実施している。

しかしながら、平成31年度からは、複数の武道種目を実施することが国からの補助の条件となることから、単独の武道種目の指導では国からの補助を受けることができなくなる。

中小規模の中学校においては、複数の指導者を同時に配置したり、教員により複数の種目を並行して授業をすることは困難である。

よって、単独の武道種目指導においても、地域人材を活用した適切な指導により、学校体育における「武道の指導」が、全国各地で等しくできるよう、武道種目指導者の人的支援に係る補助制度の創設を強く要望する。

第3号議案 「都市財政の拡充強化について」

地域循環共生圏の推進について（日田市）

近年、気候変動が原因と考えられる記録的な集中豪雨や台風等による災害が頻発し、社会活動や社会システムに大きな被害をもたらしている。日田市においても、平成24年と29年の集中豪雨により、家屋や農林地、道路などに多大な被害を受け、未だ復興の途にある。

また、ライフラインや交通インフラの老朽化、並びに少子高齢化による諸課題に直面しており、住民の生命や生活を守り、社会・経済活動を維持するためには、従来の対応や考えでは対処できない状況になりつつあることを痛感している。

こうした中、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す枠組み「パリ協定」や「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け「第5次環境基本計画」が昨年4月に閣議決定され、今後日本が目指すべき社会像として「地域循環共生圏」が打ち出され、各地域が持つ自然や人材等の資源を最大限に活用した「脱炭素・循環・共生」による自立・分散型社会への転換と、都市と農山漁村の連携の重要性が提起された。

本市では、バイオマス資源化センター（生ごみや養豚廃棄物等を処理、H18稼働）や、浄化センター（下水処理施設）、環境衛生センター（し尿・浄化槽汚泥を処理）において、バイオガス発電や堆肥化によりバイオマス資源の有効活用を行っているところである。

また、民間でも林業地という地の利を生かし、木質バイオマス発電所が2か所稼働しているほか、バーク（樹皮）を活用した木材の乾燥施設も稼働するなど、行政、民間あげて独自に取組んできたことは市民の環境意識の向上と、低炭素・資源循環システムの足がかりとして大きく貢献している。

今後についても、再生可能エネルギー資源を豊富に有する本市の強みを前面に出し、脱炭素・循環型社会の形成に力を入れていく方針であり、「地域循環共生圏」構想は本市が目指す方向性と一致するものである。

国においては環境省が旗頭となり、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費」や「脱炭素イノベーションによる地域循環

共生圏構築事業」等により、「地域循環共生圏」構築へ向けた取組みを支援するとしているが、構想の大きさからすれば支援策として十分とは言えない状況である。

また、環境分野のみならず防災や福祉、経済など多岐にわたる複雑な構想であることから、地方公共団体が主体的に取組むには知識・理解やノウハウが不足しているのが実情である。

については、「地域循環共生圏」構築へ向けた取組みを推進していくため、以下の2項目について要望する。

- 1 「地域循環共生圏」を推進するため、各地域での取組みに活用できる制度等を構築するとともに、それに対する十分な財政支援を行うこと。
- 2 「地域循環共生圏」を推進するための制度等の構築にあたっては、内容の周知に必要な取組みを実施し、市町村の意見を十分に反映すること。